

## 農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質の検討表について (第1回リスク管理検討会の積み残し)

### 掲載事項について

#### (1) リスク管理の対象

##### ①化学物質等名\*

②食品群：有害化学物質等が含まれると考えられる食品の大まかな種類（農産物、畜産物、水産物、加工食品、飼料）を記載した。

\*6月に実施したアンケートで関係者のみなさまから、新たに提案された有害化学物質のうち、第1回検討会で議論ができなかったものが対象。ヨウ素、硝酸性窒素、PFOA及びPFOSについては、優先リストへの掲載可否を検討する化学物質で議論します。

#### (2) コメントの概要

アンケートの備考欄に記載していただいたコメントの概要を記載した。

#### (3) メンバーからのコメント

リスク管理検討会メンバーから寄せられた意見・情報を記載した。

#### (4) 対応方針（案）

新たに提案された有害化学物質について、今後の方針（案）を記載した。

1. 農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質の検討表（第1回リスク管理検討会の積み残し）

リスク管理の対象		コメントの概要	メンバーからのコメント	対応方針（案）
化学物質等名	食品群			
有機ヒ素化合物		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 神栖市で地下水から有機ヒ素化合物が検出され、健康被害が起き、米からも有機ヒ素化合物が検出。</li> <li>・ 現在、土壌および農業用地下水から有機ヒ素化合物が検出されたほ場では、米、井戸水、土壌の基準等がなく安全性が不明なため、作付けを自粛。早期作付けのため、基準の作成を求める。</li> </ul>	<p>・ 毒性が低いとは言え、地下水から自然界では存在しない有機化合物が検出され、その水を使用した米からも検出されたとのことで、食品工場の井水使用にも影響を与える。一日も早い原因究明が望まれる。</p>	<p>問題の有機ヒ素化合物は、旧日本軍が製造した毒ガス成分の原料又は分解したものではないかと言われている。</p> <p>食品や地下水、飲用水の基準を所管する厚生労働省及び環境省に、このようなご意見があった旨を情報共有。</p> <p>農作物の吸収抑制技術の検証等について、必要に応じて交付金により支援。</p>
ヨウ素	水産物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ オーストラリアはコンブのヨウ素含有量に規制値を設定。</li> </ul>	/	<p>ヨウ素は必須の栄養成分であり、海藻類、特にコンブ等に多く含まれる。我が国では海藻を食べる習慣があり、日本人の平均的な推定経口摂取量の水準では、過剰摂取や不足が起きる可能性が低いと考えられる。そのため、優先的にリスク管理を行う対象とはしない。</p>

リスク管理の対象		コメントの概要	メンバーからのコメント	対応方針（案）
化学物質等名	食品群			
硝酸性窒素	農産物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ブロッコリー等葉物野菜に窒素肥料として投与されるが、近年その残留が環境問題となっている。人への影響もあるため、情報提供を行うべき。</li> <li>・ 家畜の生産性に影響を及ぼすので、飼料中にどの程度含まれているか調査が必要。</li> <li>・ 飼料作物栽培における施肥管理にあたり、注意喚起が必要。</li> </ul>		<p>食品安全委員会は、野菜に含まれる硝酸塩について、国内で健康被害の発生は確認されておらず、そのおそれもないとの見解。優先リストには掲載せず、引き続き関連情報の収集・提供、低減対策に取り組もうとする産地を支援。</p> <p>飼料（乾牧草）については、過去5年間42点測定した結果、いずれも牛の健康に影響を及ぼさないとされる濃度（1 g/kg以下）。</p>
	飼料			

リスク管理の対象		コメントの概要	メンバーからのコメント	対応方針（案）
化学物質等名	食品群			
パーフルオロ オクタン酸 (PFOA) 及び パーフルオロ オクタンスル ホン酸 (PFOS)		<ul style="list-style-type: none"> <li>環境中に放出された PFOS が植物にどの程度移行するのか不明。</li> <li>食品の基準値がないため、消費者への説明が困難。</li> <li>環境省の調査の結果、調査した 171 地点（河川、地下水、湖沼など）のうち 13 都府県の 37 地点において、水環境の暫定目標値（PFOS 及び PFOA の合算値で 50 ng/L）を超過。</li> <li>国内の水道水においても、原水及び浄水から検出。</li> <li>容器包装からの汚染が懸念。現時点においては健康影響が生じる可能性は低いと考えられているが、食品の汚染実態に関する情報が不足しており、調査を実施することが望ましい。</li> </ul>		<p>他省庁において所掌に従って製造・使用の規制など排出源対策や、水環境や水道水中の目標値を設定。</p> <p>農林水産省は 2012-2014 年度に PFOS 及び PFOA のトータルダイエツトスタディを実施し、平均的な食生活において健康への懸念が低いことを確認。人の摂取量の変化を知るために、摂取寄与が高い食品群を対象として、昨年度再びトータルダイエツトスタディを実施し、結果を解析中。解析結果は関係省庁と共有。さらに環境水からの農畜水産物への移行・蓄積に関する情報を収集。次回リスク管理検討会で優先度リストに載せるかどうかを検討。</p>

リスク管理の対象		コメントの概要	メンバーからのコメント	対応方針（案）
化学物質等名	食品群			
食品用器具容器包装からの化学物質の溶出と管理		<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働省は、食品衛生法の改正にともない、ポジティブリスト制を導入。制度の対象となる材質の優先順位は合成樹脂とされた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海外の国々に比べて、わが国の容器包装の化学物質の溶出管理規制導入時期が遅く、合成樹脂の規制を確り行ったうえで、ほかの化学物質に対する規制導入を早い時期に行う必要がある。</li> </ul>	<p>ご指摘の通り、厚生労働省が食品衛生法に基づいて食品用器具・容器包装の規格基準を策定。厚生労働省に、このようなご提案があった旨を情報共有。</p>
殺菌剤などの過量使用		<ul style="list-style-type: none"> <li>Covid-19の影響で、食品工場に従事者及び食品原材料の管理措置としてこれまで以上に sanitation が強化されると予測される。また、食用動物のと畜及びそれら原材料も同様な措置が行われると予測される（最終的には残留としては問題となるレベルまで残留の恐れはないであろうが、注意喚起が必要。）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常生活においてもコロナ感染を恐れるあまり、人に対して過剰な手洗いや消毒、空間に散布する等、使用範囲を超えた使用が拡大している。また、食品に対しても過剰な殺菌により人体に悪影響の出得る残留が出かねない。そのため、一日も早い使用基準、残留基準の設定が望まれる。</li> </ul>	<p>厚生労働省が食品衛生法に基づいて食品に使用する殺菌剤の使用基準を策定。厚生労働省に、このようなご提案があった旨を情報共有。</p>
家畜の肥育ホルモン剤		<ul style="list-style-type: none"> <li>「牛乳や肉に含まれるホルモン剤が体に悪影響を及ぼす」など、間違った情報も含め消費者の関心が高い。</li> <li>合成型は過去にあった DES のイメージが強く残っている。天然型に関してはホルモン剤を使用しなかった場合の残留量の幅の範囲と考えられている。「追加」で使用していることと未使用における残留データの継続的な情報公開が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホルモン剤に対して適切な認識を抱けるような情報の提供が必要。</li> </ul>	<p>肥育ホルモン剤は、医薬品医療機器等法及び食品衛生法に基づき規制。いただいた意見については、関係省庁の担当部局にも情報共有。</p>

リスク管理の対象		コメントの概要	メンバーからのコメント	対応方針（案）
化学物質等名	食品群			
ネオニコチノイド、 グリホサート			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人体へ悪影響を及ぼすことが報告され、動物実験でも異常や疾患が報告されていることに対する情報の整理が望まれる。</li> <li>・ 除草剤として販売されていること、殺虫剤のネオニコチノイドとミツバチの関連性も調査すべき。</li> </ul>	農薬取締法に基づく農薬登録制度の中で管理を行っているため、本制度の対象外。
2,4-D (2,4-ジクロロフェノキシ酢酸)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安価な除草剤として、さとうきびの栽培において施用されているが、残留性が高いことから収穫直前での施用禁止をさとうきび生産者に要請。</li> <li>・ これまで、基準値を超える残留は確認されていないが、原料糖への残留については毎年製造した最初の製品(原料糖)で確認。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安価且つ効果の高い除草剤として海外ではかなり使用されており、海外から輸入される農作物で毎年多くの残留基準違反が出ている。</li> <li>・ 住宅地近郊の農園で使用された2,4-Dのドリフトによる違反も有り得ることから、その点も含め使用状況を確認することが望まれる。</li> </ul>	農薬取締法に基づく農薬登録制度の中で管理を行っているため、本制度の対象外。 2,4-Dをさとうきびに使用する場合は、登録された使用方法を遵守する必要。

リスク管理の対象		コメントの概要	メンバーからのコメント	対応方針（案）
化学物質等名	食品群			
塩素酸塩 （クロレート）		<ul style="list-style-type: none"> <li>EUの基準に従い求められることがあるが、現在の日本の分析機関での検査はできない。</li> </ul>		<p>塩素酸塩は、食品の製造・加工工程で、殺菌や消毒の目的で使用された水との接触により、食品に含まれる可能性。厚生労働省は、水道水の消毒剤の分解物として生じる塩素酸について、水道水質基準を策定するとともに、食品の洗浄や殺菌のために使用される塩素系化合物について、食品添加物として指定。</p> <p>塩素酸塩は除草剤としても登録。国際的動向も考慮しつつ関係省庁と連携して対応するため、厚生労働省に、このようなご提案があった旨を情報共有。</p>

リスク管理の対象		コメントの概要	メンバーからのコメント	対応方針（案）
化学物質等名	食品群			
アスベスト		<ul style="list-style-type: none"> <li>中皮腫の発生原因で、未だに治療法が確立されていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>老朽化した建物や工場現場などからアスベストが環境中に大量にまき散らされる可能性があり、健康被害は短期間では発症せず、長い時間をかけて発症することから、一時的な問題ではなく、長期的な問題であることから、根気強く対応することが望まれる。</li> </ul>	アスベストの主な健康被害は、労働環境におけるアスベスト粉塵の肺への吸入が原因。労働者の安全確保を担当する厚生労働省に、このようなご意見があった旨を情報共有。
船底防汚剤		<ul style="list-style-type: none"> <li>食品などの残留実態の情報が少ない。</li> <li>サンゴの共生藻類への影響について報告あり（Watanabe, T. et al. 2006. J. Expt. Mar. Biol. Ecol. 339: 177.）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>化審法でのリスク評価をうけ、国際的な対応（船底塗料として）が取られており、食品へのリスクは少ないと考えられる。</li> <li>トリブチルスズ、ジメチルスズに関しては、魚介類への蓄積濃度は低い。</li> <li>内分泌攪乱物質として海洋生態系（貝類、主に巻貝）への影響はある。</li> </ul>	船底防汚剤については、船舶防汚方法規制条約により有機スズ化合物の使用が国際的に禁止。国内法としては、船舶安全法に基づく船舶安全法施行規則により規制。船底防汚剤を含む一般の化学物質は、化審法によりリスク評価。以上のことから、優先度検討の対象外。



リスク管理の対象		コメントの概要	メンバーからのコメント	対応方針（案）
化学物質等名	食品群			
非生物由来で意図しない化学物質全般		<ul style="list-style-type: none"> <li>海洋プラスチック等、食品安全上、意図しない混入事例がないか調査してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海洋プラスチック等による食品中からのヒトばく露は、消費者としては極めて関心の高い分野。国際機関や海外の調査状況を引き続き、監視すべきで、ばく露源となる食品には注意が必要。</li> <li>マイクロプラスチックの定義や食品中からの分析方法の統一が望まれる。</li> <li>マイクロプラスチックによる摂取は少ないとの報告もある。</li> <li>有機汚染化学物質のばく露源は他にもあり、マイクロプラスチックによる摂取は少ないとの報告もある。</li> </ul>	<p>飲料水中のマイクロプラスチックについてのWHOの報告書(2019)によると、現時点では、飲用水からのマイクロプラスチックの摂取により明白な健康への懸念が示されたデータはない。また、淡水におけるマイクロプラスチックの濃度は化学物質や微生物が付着できる他の粒子の濃度と比べて低く、健康に悪影響が生じる懸念は低いと結論。マイクロプラスチックは環境問題として世界的に関心が高いため情報収集を継続。</p> <p>その他の化学物質については、化学物質名や含まれている食品が特定されない限り、調査は困難。</p>